

## 新潟市介護サービス事業者の業務管理体制確認検査実施要綱

### (目的)

第1条 本要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、要介護若しくは要支援の認定を受けた被保険者に介護保険制度に基づくサービスを提供する事業者（以下「介護サービス事業者」という。）の業務管理体制に対する検査を、新潟市が行うために必要な手順等を定めることにより、介護保険制度の健全かつ適正な運営及び介護サービス事業者の法令遵守義務の履行を確保することを目的とする。

### (検査の対象)

第2条 この要綱で定める検査は、新潟市に対して法第115条の32第2項の規定による届出を行った介護サービス事業者及び届出を行うべき介護サービス事業者を対象とする。

### (検査の方針)

第3条 検査は、介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針（令和6年4月4日付老発第0404号第3号厚生労働省老健局長通知）を踏まえ実施する。

### (検査の種類)

第4条 検査の種類は、次の各号のとおりとする。

#### (1) 一般検査

一般検査は、第2条に定める介護サービス事業者に対し、業務管理体制の整備状況及び運営状況を確認するため概ね6年に1回実施する。

#### (2) 特別検査

特別検査は、第2条に定める介護サービス事業者において、指定事業所又は指定若しくは許可に係る施設の指定等取消処分に至った事案に限らず、効力停止処分の事案や利用者の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼす事案が発覚した場合に実施する。

### (検査の方法)

第5条 検査は、法第115条の33第1項の規定に基づき、業務管理体制の整備について書面等による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を求め、又は対象となる介護サービス事業者の事業所など一定の場所において面談により報告を求め、又は質問する

こと等により実施する。

- 2 前項の検査は、「新潟市介護保険施設等指導要綱」に基づく実地指導又は「新潟市介護保険施設等監査要綱」に基づく監査を実施する場合に併せて行うことができるものとする。
- 3 特別検査は、第1項による方法のほか、対象となる介護サービス事業者の事業所若しくは事務所など関係のある施設へ立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査することにより、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、特別検査を実施する契機となった事案へ介護サービス事業者が組織的に関与していたか否かを検証する。

(実施計画)

第6条 検査に係る実施計画は、毎年度作成し、検査はこれに基づいて行う。ただし、必要があると認めるときは、臨時に検査を行うことができるものとする。

(結果の通知等)

第7条 検査の結果、改善を要すると認められた事項については、後日文書によりその旨の通知を行う。

- 2 当該介護サービス事業者に対して文書で通知した事項については、文書により改善報告を求める。

(行政上の措置)

第8条 検査の結果、業務管理体制の整備に違反等が認められた場合には、法第115条の34の規定に基づき次の各号の行政上の措置を行う。

(1) 劝告

介護サービス事業者に体制整備違反等の事実が確認された場合、当該介護サービス事業者に対し、期限を定めて、文書により適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告する。勧告を受けた当該介護サービス事業者は期限内に文書により報告を行うものとする。

なお、これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(2) 命令

介護サービス事業者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該介護サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令するものとする。命令した場合には、その旨を公示しなければならない。

命令を受けた当該介護サービス事業者は、期限内に文書により報告を行うもの

とする。

(聴聞等)

第9条 検査の結果、当該介護サービス事業者が命令の処分に該当すると認められる場合は、検査後、命令の処分の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき、聴聞又は弁明の機会の付与を行う。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

(国への報告)

第10条 法第197条第2項の規定に基づき、検査及び行政措置の実施状況については厚生労働省老健局総務課介護保険指導室に報告を行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成25年11月20日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年3月2日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和7年12月1日から施行する。